



# 広島県報

定期  
第 52 号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

国土調査の成果の認証(市町村)	(地域づくり推進室)	一
救急病院等の協力申出の撤回	(医療対策室)	一
救急病院等の協力申出の撤回及び救急病院等の認定	( "	一
昭和二十四年広島県告示第六百三十八号(広島県畜産振興奨励規程)の廃止	(畜産振興室)	二
家畜伝染病の発生	( "	二
基本測量の実施	(土木総務室)	二
都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可(二件)	(下水道室)	二
公告		
特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)	三
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	( "	三
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(地域産業振興室)	三
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所	(都市整備室)	四
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道室)	五
土地改良事業の施行の認可(土地改良区)	(備北地域事務所)	五
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		五
人事異動		六

## 告示

広島県告示第七百四号  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。  
 平成十八年七月十三日  
 広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行った者の名称  
山県郡北広島町
- 二 調査を行った期間  
平成十六年六月から平成十八年一月まで
- 三 成果の名称  
山県郡北広島町地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
山県郡北広島町大塚の一部
- 五 認証年月日  
平成十八年七月四日

広島県告示第七百五号  
 次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。  
 平成十八年七月十三日  
 広島県知事 藤田雄山

名	称	所	在	地
安芸太田町	戸河内病院	山県郡安芸太田町大字戸河内	八〇〇番地	一

広島県告示第七百六号  
 次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。  
 平成十八年七月十三日

一 協力の申出が撤回された病院

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地
医療法人社団島谷病院	福山市曙町四丁目二番二五号

二 救急病院として認定された病院

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団島谷病院	福山市新涯町二丁目五番八号	平成二年七月二日	新規

広島県告示第七百七号

昭和二十四年広島県告示第六百三十八号（広島県畜産振興奨励規程）は、廃止する。  
平成十八年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第七百八号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十八年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

発生番号	病 名	畜 種	種 類	年 齢	発生頭数	決定年月	転 帰	発 生 地	その他参考となるべき事項
九	ヨ―ネ	牛	ホル イスタ ン	九歳	一頭	平成一八年六 月二七日	殺処分	広島県東広島 市西条町口田 二七三・五	

広島県告示第七百九号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量）

二 作業期間

平成十八年七月二十日から平成十九年三月六日まで

三 作業地域

広島市、三次市、安芸高田市、三原市、東広島市、竹原市、府中町、海田町

広島県告示第七百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十二年広島県告示第五百十号吉田都市計画下水道事業吉田公共下水道の事業計画の変更を認可した。  
平成十八年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

安芸高田市

二 都市計画事業の種類及び名称

吉田都市計画下水道事業吉田公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十一月二十五日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

安芸高田市吉田町吉田字大浜、字鎗分

使用の部分

安芸高田市吉田町吉田字下迫、字大賀屋、字貴船、字下新三川、字下川東、字鎗分、字大浜、字上迫、字内堀、字鯨多、字青山下之迫、字浄安寺郷、字東大坪、字川向、字岩之城、字左円、字外堀、字原込、字青山上之迫、字鍛冶屋迫、字西大坪、字大幡迫、字観音迫、字常光迫、字青光

広島県告示第七百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十二年広島県告示第千五十七号備後圏都市計画下水道事業尾道公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成十八年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業尾道公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年二月十四日から平成二十四年三月三十一日まで

事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり  
特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請年月日
特定非営利活動法人トモロく	上田美也子	広島県呉市伏原一丁目四番二号	この法人は、障害者（主として知的障害者）とその家族に対する理解を深める活動並びに障害者の社会的自立のための作業所の運営などを行うことで、障害者が安心して日常生活が送れるように援助することを目的とする。	平成一八年七月三日
特定非営利活動法人あおぞら子供神楽	池原 康則	広島県広島市安佐南区川内四丁目一番二六号	この法人は、子どもたちに対して、伝統芸能に関する事業を行い、子どもの健全育成を図ることを目的とする。	平成一八年七月四日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請年月日
特定非営利活動法人芸南たすけあい	田中 久江	広島県呉市中通一丁目二番三番四番五番六番七番八番九番	本会は、文字通り助け合いの精神に基づいて、福祉サービスタ活動の受け手と担い手が対等の関係を保ちながら健康で安心して暮らせる生活と心豊かな地域社会を建設し、よって福祉の増進に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業の変更	平成一八年六月三〇日
特定非営利活動法人お年寄りの家ことぶき	川上 壽子	広島県広島市東区中山東一丁目五番四一	この法人は、主として高齢者に対して、介護保険に関する事業を行い、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業の変更	平成一八年七月三日
特定非営利活動法人ふくやま環境会議	松岡 久	広島県福山市今津町甲二二八四番地の二	この法人は、広島県福山市およびその周辺住民に對して、福山の環境問題、まちづくりに関する調査・提言事業及び環境保全活動を行い、もって福山の環境保全、自然豊かなまちづくりの推進等の公益増進に寄与することを目的とする。	更・目的の変更・特定非営利活動の種類・特定非営利活動に係る事業の変更	平成一八年七月三日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十八年七月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ニトリ福山店  
所在地 福山市明神町二丁目七七一番一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社二トリ 代表取締役 似鳥 昭雄  
住所 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇号  
2 小売業を行う者  
名称 株式会社二トリ 代表取締役 似鳥 昭雄  
住所 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十九年三月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
五千八百八十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の収容台数  
百三十三台  
2 駐輪場の収容台数  
四十台
- 3 荷さばき施設の面積  
百二十四・七平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の容量  
六十四・八立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前十時、閉店時刻 午後八時  
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後八時三十分まで  
3 駐車場の自動車の出入口の数  
一箇所
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日  
平成十八年六月三十日
- 八 届出等の縦覧場所  
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一 番五二号)  
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)
- 九 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 1 期間  
平成十八年七月十三日から平成十八年十一月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
  - 2 時間帯  
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
  - 十 意見書の提出  
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
  - 1 提出期限  
平成十八年十一月十三日
  - 2 提出先  
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室
- 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九条第一項の規定によって、三原市新倉土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。  
平成十八年七月十三日  
広島県知事 藤 田 雄 山
- 変更前
- 氏 名 住 所
  - 井 上 裕 幸 三原市新倉町三三九番地
  - 橋 田 研 史 三原市沼田町二七〇一番地
  - 松 井 静 昭 三原市新倉町四四七番地一
  - 植 本 泰 蔵 三原市新倉町三八九番地一
  - 植 本 倍 己 三原市新倉町四〇九番地一
  - 榎 本 昌 雄 三原市新倉町三七四番地一
  - 上 野 明 三原市新倉町四一五番地
  - 渡 辺 文 雄 三原市城町九番地一・一二〇三号
- 変更後
- 氏 名 住 所
  - 井 上 裕 幸 三原市新倉町三三九番地
  - 橋 田 研 史 三原市沼田町二七〇一番地
  - 松 井 静 昭 三原市新倉町四四七番地一
  - 植 本 泰 蔵 三原市新倉町三八九番地一

榎本 倍己 三原市新倉町四〇九番地  
 吉川 昌雄 三原市新倉町三七四番地一  
 上野 明 三原市新倉町四一五番地  
 山根 克矢 三原市須波西町六八〇番地五三

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成十八年七月十三日

広島県知事 藤田 雄山

一 都市計画事業の種類及び名称  
 備後圏都市計画下水道事業芦田川流域下水道

二 施行者の名称

広島県(福山地域事務所)

三 事務所の所在地

福山市三吉町一丁目一

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成十六年十二月十日中国地方整備局告示第九十八号の事業地のうち、福山市箕沖町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

変更なし

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定によって、次の土地改良事業の施行を平成十八年七月五日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することが出来る。

平成十八年七月十三日

広島県備北地域事務所長 堂本 雅彦

事業主体	地区名	事業名
庄原市土地改良区	尼ヶ淵	農業用排水施設整備事業
庄原市土地改良区	西迫	農業用排水施設整備事業
庄原市土地改良区	恵木谷	農業用排水施設整備事業
庄原市土地改良区	明賀	農業用排水施設整備事業
庄原市土地改良区	五反	農業用道路整備事業

庄原市土地改良区 下谷 農業用道路整備事業  
 庄原市土地改良区 野谷 農業用道路整備事業  
 庄原市土地改良区 天神風呂 ため池等整備事業  
 庄原市土地改良区 やちき ため池等整備事業  
 庄原市土地改良区 西迫 ため池等整備事業

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第53号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年7月13日

広島県公安委員会

委員長 宮地 治夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0283	告示の日(平成18年7月13日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CR1.2の三四郎S V W	株式会社銀座伊藤 二博 代表取締役 伊藤 東区大幸一丁目10番15号)	左同
6P0306	同上	同上	CR1.2の三四郎S T	同上	左同
6P0293	同上	同上	CR1.2の三四郎L V W	同上	左同
6P0532	同上	同上	CR松浦五弥UF-T V	株式会社ピスナ イ 代表取締役 實田 久治 代表取締役 渋谷 三三 (東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号)	左同

人事異動

(人事委員会)

発令年月日

一八・七・八

委員

一八・七・九

(任期満了)

(新任)

氏名

吉村 朗

佐古 清進